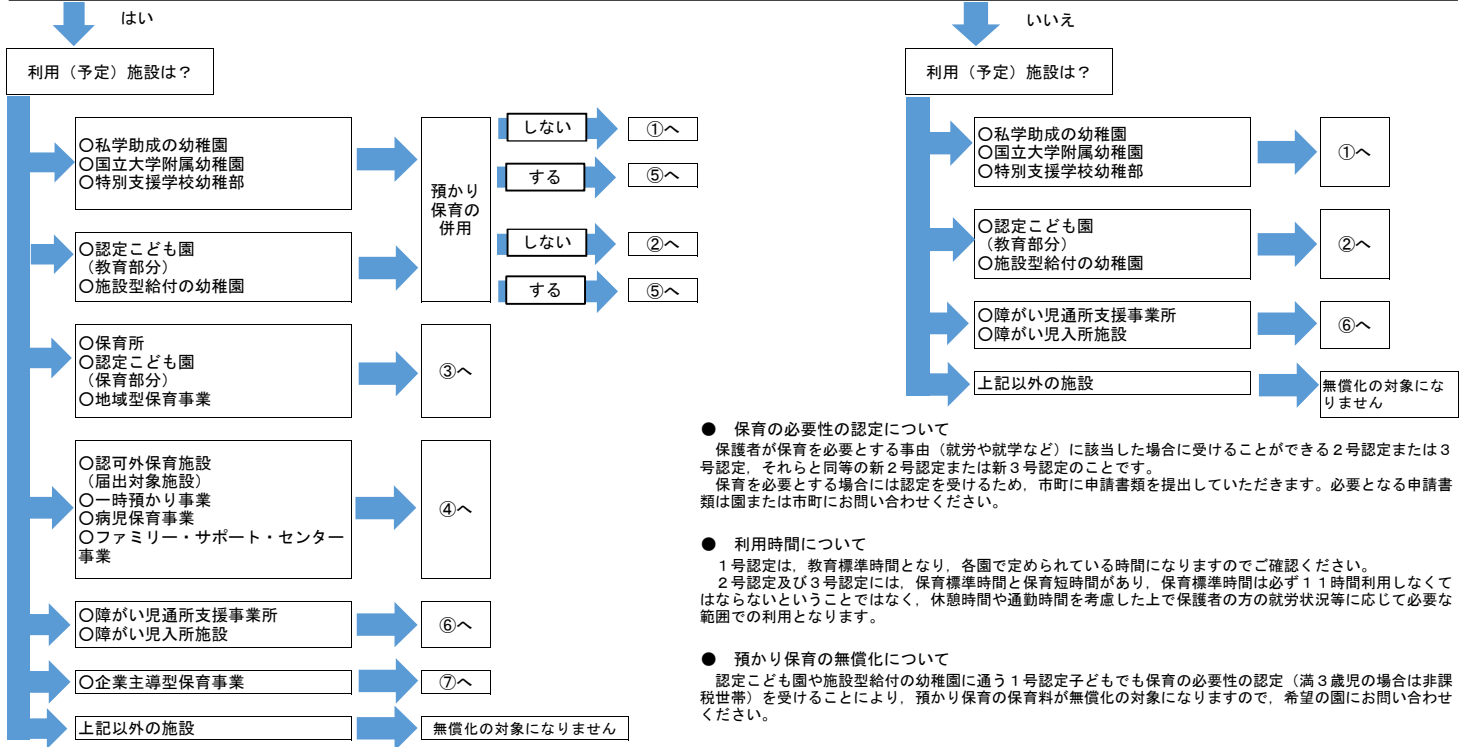


幼児教育・保育の無償化確認フロー図

以下のような「保育を必要とする事由」に該当しますか？

○就労 ○妊娠・出産 ○就学 ○疾病・障がい ○求職活動 ○災害復旧
○同居（長期間入院含む）親族の介護、看護 ○虐待やDVのおそれがある ○その他市町が認める場合



- 保育の必要性の認定について
保護者が保育を必要とする事由（就労や就学など）に該当した場合に受けることができる2号認定または3号認定、それらと同等の新2号認定または新3号認定のことです。
保育を必要とする場合には認定を受けるため、市町に申請書類を提出していただきます。必要となる申請書類は園または市町にお問い合わせください。
- 利用時間について
1号認定は、教育標準時間となり、各園で定められている時間になりますのでご確認ください。
2号認定及び3号認定には、保育標準時間と保育短時間があり、保育標準時間は必ず1時間利用しなくてはならないということではなく、休憩時間や通勤時間を考慮した上で保護者の方の就労状況等に応じて必要な範囲での利用となります。
- 預かり保育の無償化について
認定こども園や施設型給付の幼稚園に通う1号認定子どもでも保育の必要性の認定（満3歳児の場合は非課税世帯）を受けることにより、預かり保育の保育料が無償化の対象になりますので、希望の園にお問い合わせください。

番号	利用（予定）施設	対象となるクラス年齢	対象世帯	保育を必要とする事由	認定区分	対象費用・上限額	無償化の手続きについて
①	○私学助成の幼稚園 ○国立大学附属幼稚園 ○特別支援学校幼稚部	満3歳～5歳児※1	全世帯	不要	新1号認定	保育料・入園料が月額上限25,700円まで無償※2	園にご相談ください。
②	○認定こども園（教育部分） ○施設型給付の幼稚園	満3歳～5歳児※1	全世帯	不要	1号認定	保育料無償	不要です。
③	○保育所 ○認定こども園（保育部分） ○地域型保育事業	3～5歳児※3	全世帯	要	2号認定	保育料無償	不要です。
		0～2歳児※4	市町村民税非課税世帯		3号認定（2歳児クラスの2号認定児童含む）		
④	○認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業	3～5歳児※3	全世帯	要	新2号認定	保育料が月額上限37,000円まで無償	市又は利用施設にお問い合わせください。
		0～2歳児※4	市町村民税非課税世帯		新3号認定	保育料が月額上限42,000円まで無償	
⑤	①又は②と預かり保育の併用	3～5歳児※3	全世帯	要	①の場合：新2号認定のみ ②の場合：1号認定+新2号認定	預かり保育の保育料が月額上限11,300円まで無償（利用日数×450円）	園にご相談ください。
		満3歳児※5	市町村民税非課税世帯		①の場合：新3号認定のみ ②の場合：1号認定+新3号認定	預かり保育の保育料が月額上限16,300円まで無償（利用日数×450円）	
⑥	○障がい児通所支援事業所 ○障がい児入所施設	3～5歳児※3	全世帯	不要	—	保育料無償※6	不要です。宇都宮市子ども発達センターにご相談ください。
⑦	○企業主導型保育事業	3～5歳児※3	全世帯	要	2号認定	標準的な保育料の金額が減額	利用施設にご確認ください。
		0～2歳児※4	市町村民税非課税世帯		3号認定		

※1 入園できる時期に合わせて満3歳から無償化の対象となります。
 ※2 国立大学附属幼稚園は月額上限8,700円まで、特別支援学校幼稚部は月額上限400円までそれぞれ無償となります。
 ※3 満3歳の誕生日を迎えた後の最初の4月1日から小学校就学前までの間。
 ※4 生まれてから満3歳の誕生日を迎えた後の最初の3月31日までの間。
 ※5 満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間。
 ※6 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どものうち、幼稚園や保育所、認定こども園などを併用する場合も無償化の対象となります。
 ※7 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合【「教育時間を含む平日の預かり保育提供時間が8時間未満」又は「年間（平日・長期休業中・休日の合計）開園日数が200日未満】は、預かり保育の無償化上限額（月額11,300円）から預かり保育に係る無償化の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、併用している認可外保育施設等の保育料も無償化の対象となります。